

九州圏広域地方計画協議会幹事会設置要綱

(設置)

第1条 九州圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）は、九州圏広域地方計画協議会規則第7条第1項に基づき、協議会の所掌事務を補佐するため、九州圏広域地方計画協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 幹事会は、協議会構成員が指名する幹事をもって構成する。

(事務局)

第3条 幹事会の事務局は、九州地方整備局及び九州運輸局とする。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、事務局から通知し、開催する。

- 2 会議の進行は、事務局が行う。
- 3 幹事は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、幹事が出席したものとみなす。
- 4 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 前項において、国の同一の地方行政機関の幹事が複数ある場合には、当該複数の幹事は、1として計算するものとする。

(実務者会議)

第5条 幹事会は、その運営を補助し、実務的な協議及び調整を行うため、九州圏広域地方計画協議会実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

- 2 実務者会議の運営に関しては、第2条、第3条並びに第4条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、事務局が第4条の会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年 7月31日から施行する。